

令和 8 年 3 月 31 日

保護者各位

社会福祉法人川東福祉会

川 東 保 育 園
苦 情 解 決 委 員 会

「苦情申出窓口」について

社会福祉法第82条の規定により、当保育園では利用者からの苦情に適切に対応する体制をとっておりますが、令和 7 年度の苦情受付件数につきましては 6 件となっており、対処・解決できましたことをご報告いたします。内訳につきましては下記の通りです。

1, 職員(園)の対応……………6 件

・保護者の皆さまとの信頼関係の構築に努めます

苦情につきましては、プライバシーを考慮し、詳しい公表を控えさせていただきます。
苦情委員会では、これからもできるだけ適切な対処・解決ができるよう努めていきたいと思
います。尚、一層のご理解とご支援・ご協力をよろしくお願い致します。